

平成12年4月より、新しい成年後見制度がスタートしました。

新しい後見制度は、従来の禁治産・準禁治産を改めた「法定後見制度」(後見・補佐・補助)と、より本人の意思を尊重する制度として新たに創設された「任意後見制度」からなります。

任意後見制度は、**委任者(本人)が判断能力のあるうちに**、任意後見受任者に対し、精神上的の障害等により判断能力が不十分な状況になったときにおける自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約です。また、契約の方式は、公証人の作成する公正証書によることが規定されています。

任意後見制度への関心が高まっていますが、任意後見契約と任意後見制度について利用者の方々が正しく理解しておられるのか、少し気がかりな点があります。

成年後見制度についての解説資料には法務省、各自治体などが作成したパンフレットなどがありますが、これらは「法定後見制度」の説明についての説明が大部分で、任意後見制度についての説明は、あまり多くありません。

理解が不十分な場合、以下のような心配な点があります。

任意後見の利用には、契約をするご本人が「**任意後見契約の内容を理解している**」ということが**絶対的な条件**なのですが、公証役場で契約書を作成するときに、本人の理解度がどこまで正確に確認できているか不明確です。また、その確認の手法が確立されていません。

公証人の先生が契約書の条文を一生懸命に説明するのですが、手続き完了後に契約をした当事者から「よく聞き取れず分からなかった」といったことがあります。

任意後見契約も委任契約も**法律的専門用語**が使われており、そのまま読んでも、契約の条文が何を意味しているのか理解できない方が多くおられます。

契約の当事者の多くは高齢の方々です。瞬間的には理解しても、短期間の内に内容がわからなくなることも、大いにありうる事です。

任意後見契約は契約の当事者、ご本人と受任者双方が、契約の意味、内容を十分に理解し納得していることが必須の条件なのです。

そこで、実際の契約の前には、当事者が高齢者であることも考慮して、大きな文字を使用し、任意後見契約の**重要なポイントを平易な言葉を使って説明した「任意後見契約に関する重要事項説明書」**を必ず使うようにし、その文章をご本人と後見人予定者の前で読み上げて、ご本人と受任者がともに契約内容の要点を、確実に理解するよう努めることが大切です。親子の間での任意後見契約であっても、このような手順は絶対に欠かさないようにすることが、後々のトラブルを予防するためにも、とても大切です。

以上